

お客さま各位

株式会社 広島銀行

投資信託のお取引にかかるお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは当行取扱いの投資信託商品につき、お客さまにご留意いただきたい事項について取りまとめましたのでご案内いたします。

お客さまにおかれましては、本資料の内容を今後のお取引のご参考としていただきますようお願い申し上げます。何かご不明な点がございましたら、お取引店までご照会ください。

今後とも広島銀行をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

【ご留意いただきたい事項】

1. お申込手数料に関するご留意事項

当行で投資信託をお取引いただく際のお申込手数料は、以下のとおりとなりますので、お取引にあたってはご留意ください。なお、投資信託商品ごとのお申込手数料率については、ご遠慮なくお取引店までお問い合わせください。

【お申込手数料が3.15%（例）の商品の場合】

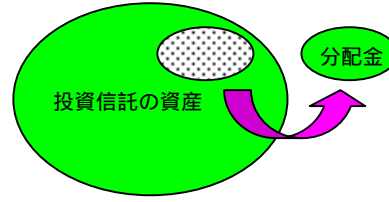
購入金額(購入口数×購入申込日の1口あたりの基準価額)に3.15%(税抜3.0%)を乗じた額
例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、指定金額（お支払いいただく金額）の100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

2. 投資信託の収益分配金に関するご留意事項

投資信託の収益分配金の仕組みに関する考え方は、別紙のとおりとなります。お取引にあたっては、内容を十分ご理解いただいたうえでお申込みください。

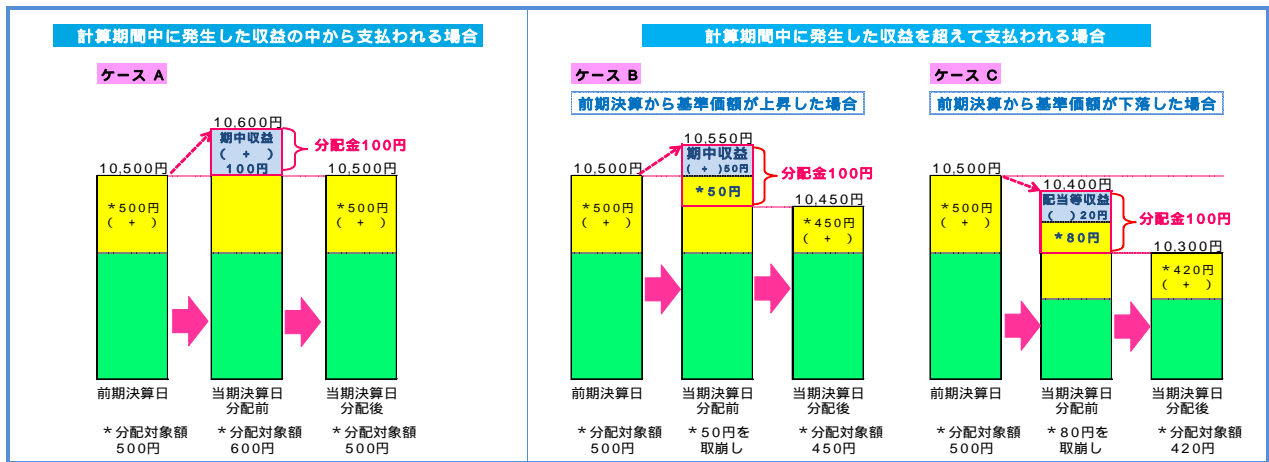
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、 収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

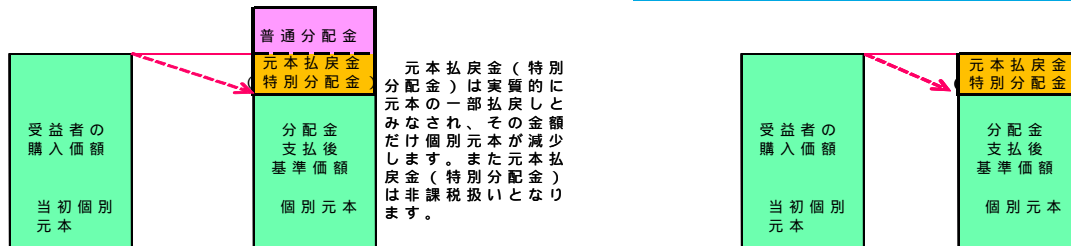
- ケース A: 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0 円 = 100 円
- ケース B: 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50 円 = 50 円
- ケース C: 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200 円 = 100 円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



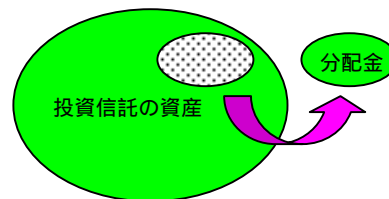
普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お取引店までお尋ねください。外国投資信託につきましては、上記の内容と異なる場合がございます。

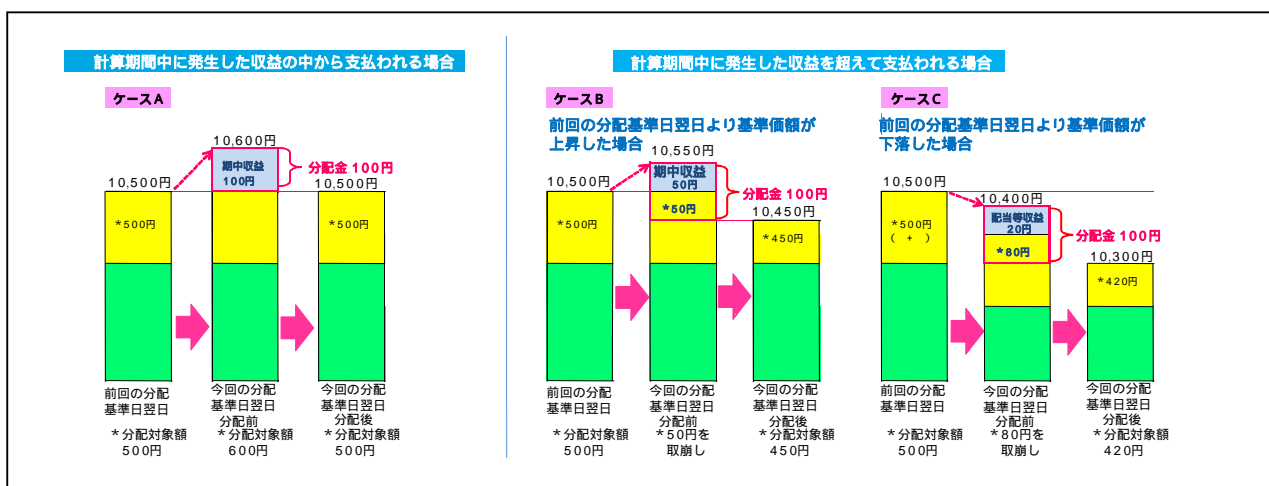
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の基準価額は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

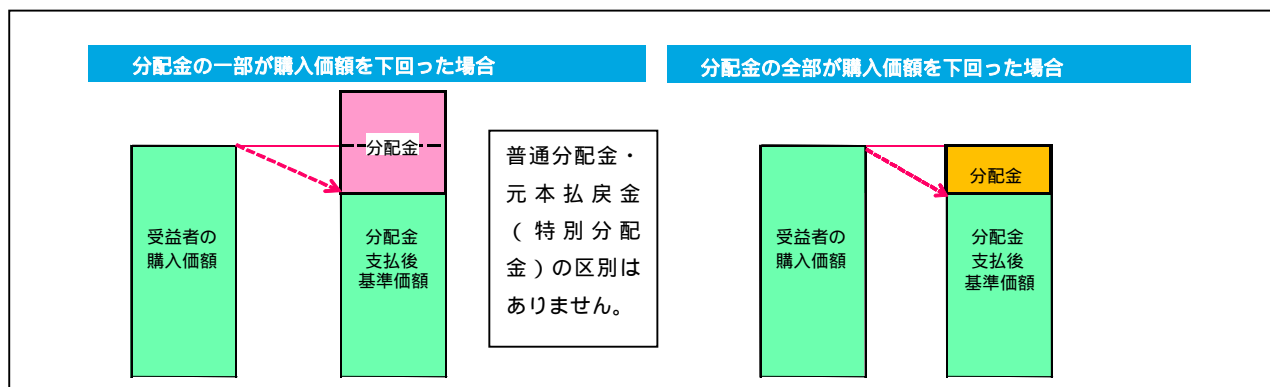


上図のそれぞれのケースにおいて、前回の分配基準日翌日から今回の分配基準日翌日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額 100 円 + 今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との基準価額の差 0 円 = 100 円
- ケースB: 分配金受取額 100 円 + 今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との基準価額の差 50 円 = 50 円
- ケースC: 分配金受取額 100 円 + 今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との基準価額の差 200 円 = 100 円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。



本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お取引店までお尋ねください。国内投資信託につきましては、上記の内容と異なる場合がございます。